

## 1. 保育の必要性の認定について

- 新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行うこととされている。
- 両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間（利用）」、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間（利用）」の2区分となる。
- その場合の、「保育標準時間」の就労時間の下限は、1ヶ月当たり120時間程度とすることを基本とする。
- 保育短時間認定における就労時間の下限については、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。
- 本市においても、保育短時間を利用する場合の親の就労時間の下限を設定する必要がある。

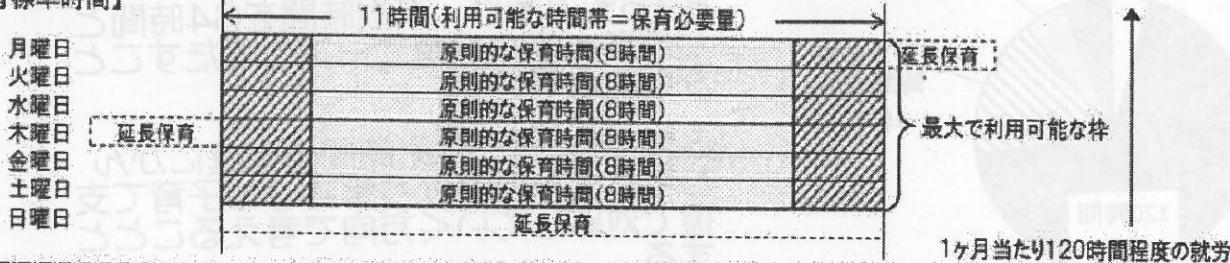
## 2. 保育の必要量について

- 保育標準時間、保育短時間の区分の下、それぞれの家庭の就労状況等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ] (一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

### 【保育標準時間】



### 【保育短時間】

